

第33回サービス統計・企業統計部会議事録

- 1 日 時 平成25年5月8日（水）10:00～12:13
- 2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室
- 3 出席者
 - （部 会 長） 廣松毅
 - （委 員） 北村行伸、西郷浩、竹原功、中村洋一
 - （専 門 委 員） 菅幹雄、野辺地勉
 - （審議協力者） 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、埼玉県、東京都、大阪府
 - （調査実施者） 総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課 佐藤課長 ほか
経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室 若林室長
ほか
 - （事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水参事官
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、坂井国際統計企画官ほか
- 4 議 題 経済センサス - 基礎調査及び商業統計調査の変更について
- 5 議事録

○廣松部会長 西郷委員がまだお見えでないようでございますが、定刻になりましたので、ただ今から「第33回サービス統計・企業統計部会」を開催いたします。

前回のこの部会では、お手元に審査メモがあると思いますが、その審査メモのうち、2ページの「（1）調査事項の変更のア、総売上高の把握」の論点のうち、「②地方公共団体の負担増への対応」、「③他の基幹統計調査等との重複調整への対応」及び「④回収率、捕捉率に関する懸念への対応」について審議を行いました。

その結果、これらに関しまして、審議を更に深めるために、総務省統計局に対しては「平成26年基礎調査の前年に実施する企業構造の事前把握についての詳細な資料」及び「事業所母集団データベースに総売上高を反映する15の統計調査の直近の調査期日が分かる資料」を作成していただくことと致しました。また、経済産業省に対しましては「本社一括調査で本社が商業に該当せず、傘下に商業に該当する事業所がある場合の調査方法等」について資料を作成することをお願いいたしました。

本日の部会では、これらについて最初に説明をお願いしたいと思います。

また、前回の部会において、菅専門委員の方から、総売上高の把握が必要な理由の一つとして事業所母集団データベースの「確認機能」について御説明がありましたが、事務局から、それに関しまして具体的な確認作業のイメージが分かる資料の作成をお願いいたしましたところ、本日御準備いただいたようでございます。これにつきましても、本日、菅専門委員から御説明をお願いしたいと思います。

なお、先日の第32回部会の結果概要につきましては、事務局から、委員、専門委員の皆様へ送付し、確認をさせていただいているところでございます。このほか、委員、専門委員の皆様から意見・要望や資料の要請等は出ておりませんが、今後とも、もしお気づきの点等がございましたら、事務局までメール等で御連絡を頂きたいと思っております。

また、恒例のことではございますが、本日の部会は12時までを予定しておりますが、多少時間がオーバーすることもございますので、御予定のある方は退席をさせていただいても結構でございます。

それでは初めに、本日の配布資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○木村総務省政策統括官付副統計審査官 本日、新たにお配りしている資料でございますが、お手元でございます資料1から5までの5種類でございます。

資料の3ですが、前回の議会で、本日改めて説明することとされたことにつきまして、統計局と経済産業省におきまして作成いただいているものであります。

それから、資料の5ですけれども、後ほど御説明いただきます菅専門委員から御提出いただいた資料を配布させていただいております。

そのほか、資料の2と4につきましては、本日の審議予定事項につきまして、それぞれ統計局と経済産業省が作成されたものであります。

そのほかの資料につきましては、前回の部会でお配りしたものを使用させていただきます。

事務局からは以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。資料の過不足はございませんでしょうか。

それでは、第3回目の部会審議に入りたいと思っておりますが、本日は、まず総売上高に関する審議の続きとして、前回の部会において宿題とされた事項について、統計局と経済産業省からの説明と審議、また菅専門委員から前回の部会での御発言に関する補足説明について、これらから始めたいと思っております。

本日は、菅専門委員が途中で御退席と伺っておりますので、最初に、先日の部会で事務局からお願いしておりました「総売上高の把握が必要な理由の一つとしての事業所母集団データベースの『確認機能』について、具体的な確認作業のイメージが分かる資料」につきまして、菅専門委員の方から御説明をお願いしたいと思います。それでは、よろしくをお願いいたします。

○菅専門委員 それでは、御説明申し上げます。

資料番号5でございます。具体的なイメージを思い描くために一番よいのは、恐らく最

も進んでいると思われるカナダ統計局のビジネスレジスター及び産業統計のシステムだと思われまので、これについて御紹介申し上げます。

「1. カナダ統計局のビジネスレジスターの発展」、カナダ統計局もすぐにレジスターが構築できたわけではありませんで、非常に長い歴史があります。カナダ統計局で「中央ビジネスレジスター」の構築の試みが始まったのは1970年代、その当時の経済統計の母集団名簿は、統合前のビジネスレジスター、所得税データ・ファイル、各部門の統計調査のフレーム・ファイルに分かれており、それらの間で連携はなかった。なお、統合前のビジネスレジスターは小企業については源泉徴収に関する情報、大企業については統計調査のフィードバックによる情報で更新されておりました。

1984年に「事業所・企業統計再設計プロジェクト」が始まり、その中で「中央フレーム・データベース」への各種母集団名簿の統合作業が行われた。この作業は、1988年に完了したものの、技術的にも予算的にも不十分でした。特に、源泉徴収番号と所得税番号が異なっていたこと、雇用主が一つの法的主体について複数の源泉徴収番号を開くことができたために、統合できた部分とできなかった部分に分かれるという複雑な構造になっていました。1991年にカナダ政府は商品サービス税を導入したが、この商品サービス税番号も源泉徴収番号及び所得税番号と異なるという状況でした。

こうした状況が変わりましたのは1997年です。カナダ政府は行政簡素化の一環として「事業者番号」を導入し、これを全ての政府プログラムに適用することを義務付けた。さらに「州経済統計改良プログラム」、PIPESというのですが実施され、そこでは全ての経済統計調査がビジネスレジスターを母集団名簿として、そこから標本抽出することになりました。このような事業者番号の導入とPIPESの実施を受けて、1998年にカナダ統計局はビジネスレジスターのバージョン・アップを行った。ここでは源泉徴収データ、商品サービス税データ、法人所得税データは事業者番号の下で統合されます。ただし、非法人データにおいて自営業は社会保険番号で記録されていたので、ビジネスレジスターの中には統合されませんでした。

2005、2006年にはさらなるバージョン・アップが開始され、2008年には完了いたしました。そこでは法的単位、経営構造、統計構造に関する情報の統合が行われ、事業者番号と社会保険番号を名寄せで照合することにより、非法人データをビジネスレジスターに統合しました。これによって、行政記録情報のビジネスレジスター上での統合化が完成しました。

現在のカナダ統計局における行政記録情報の活用ですが、カナダ歳入庁から事業者番号データ、給与源泉徴収データ、非法人所得税データ、法人所得税データ、商品サービス税データが提供されています。これら事業者番号データが開業情報と産業分類情報を提供し、給与源泉徴収データが雇用情報と産業分類情報、非法人所得税と法人所得税が経理情報と産業分類情報、商品サービス税データが経理情報に当たる。同じ産業分類情報でも、非法人所得税データには産業コードの情報そのものがありますが、事業者番号データ及び法人

所得税データにあるのは主要活動内容及び売上高上位3品目とそのシェアであって、産業分類格付に用いる情報であります。

「表1」に種類と区分、どういう情報が手に入るか、そして構造がどうなっているのかというのを示しております。

ここまでが基礎知識になるわけです。

御質問に当たるところが、プロファイリングのところになります。行政記録情報は、そのままでは統計調査に使うことは大変困難でありまして、プロファイリングということを実施いたします。カナダ統計局では、インターネット、電話、カナダ産業省のホームページ、企業情報電子開示システム、日本でいうEDINETのことで、それから業界団体の名簿、行政記録データ、地方の官報公示、統計調査からのフィードバックによる情報収集をプロファイリングと呼んでいます。

カナダ統計局のプロファイリングは、約70人の局員が担当する大規模なものです。これらの担当者をプロファイラーと呼んでいます。ちなみにカナダ統計局では、大企業については別に専従の担当者がおりますので、70人の中にはそれらの担当者が含まれていません。プロファイラーは、新規開業企業やビジネスレジスターからの警告、要するに変化があったのではないのでしょうかというwarningがシステムから出ます。その企業に対して電話をかけたり、インターネットで調べたりしていく。その際、プロファイラーはビジネスレジスターのシステム画面を見ながら、企業の担当者と質疑応答が可能である。また、ビジネスレジスターには、過去の全統計調査の問合せ履歴が一元化されて記録されています。

ビジネスレジスターは各種統計調査の母集団名簿の機能を果たしておりまして、そこから毎月、調査母集団ファイルが作成されます。さらに個別統計調査のために標本抽出され、調査名簿ファイルが作成される。その名簿に基づいて調査票が郵送されます。

カナダ統計局では、統計調査からのフィードバックもプロファイリングに含めている。すなわち統計調査による情報が、ビジネスレジスターに記載された情報と異なることが判明した場合、その新しい情報はビジネスレジスターにフィードバックされる。ただし、フィードバックの前に審査、これは審査と訳していいかどうかは難しいのですが、英語ではIntercept、直訳すれば「遮断」を受け、そこで再確認すべきと判断された場合、統計調査に戻ることもあります。大体3回まで戻ることがあります。なお、当該報告者について統計調査が実施されたことは、ビジネスレジスターの中の報告者負担履歴に記録される。このように、統計調査によるフィードバックをビジネスレジスターに反映させる方法は、情報の更新に必要なプロファイルの負担を少なくするという意味がある。

ポイントは、双方向的に確認を行っているわけですので、つまりレジスターの情報が正しいのか、統計調査の情報が正しいのか、それを双方向でチェックした上で最終的に妥当だと思われる情報をビジネスレジスターに反映させるという手順をとります。これが先日の御質問に対応する「確認」ということであります。

ちなみに、ここからどういう調査をやっているかということ、統一企業調査でして、約60

種類の年次産業統計調査から構成されている。このような仕組みが可能になるにはいろいろな条件がありますが、まず重複のない母集団名簿を用い、共通の標本設計を用い、共通の概念、用語法、分類・基準、共通の加工システムと加工方法、推計を採用することによって統一的な企業調査をやっている。

カナダ統計局では、各種産業統計の調査担当者がビジネスレジスターから名簿情報を得る一方で、調査結果を格納、フィードバックするという仕組みを設けています。カナダ統計局は、これを全ての月次、四半期、年次単位で実施される産業統計調査（約200種類）に適用しており、これによってビジネスレジスターは常時かつ半自動的に、審査はなされるのですけれども、更新されていく。そのときに双方向でチェックされる。もしかしたらビジネスレジスターの情報が間違えているかもしれないし、統計調査が間違えているかもしれない。

標本抽出に用いられるビジネスレジスターからの変数は識別子、Identifierの訳ですが、事業者番号、企業識別番号、事業所識別番号、あるいは産業分類、地理情報、これはカナダの場合は州です、プロフィール又は行政記録データからの規模変数（売上高、支出、雇用者数）。

層化の概念図ですが、標本抽出における悉皆層としては、例えば売上高が2,500万カナダドルの複雑な企業に所属する標本抽出単位は悉皆層になります。複雑だというのが、傘下に子会社あるいは事業所がある企業を指します。ただし、産業統計調査の調査担当によって調査されるべきだと特定された単位は、規模が小さくとも悉皆層になります。層の上の方の悉皆層と、例えば地域によってはとても重要であるというものは、調査担当者が判断した場合は、そこは悉皆層になります。一方で、売上高が産業別州別の下位10%の単位については、統計調査の対象から除外されています。この部分を推定するために行政記録データが用いられています。ちなみに、事業所の規模の定義においては、異なる売上高変数が利用可能であり、例えばビジネスレジスターからのプロフィールによって得られた売上高、行政記録データからの売上高、調査統計による売上高、様々な売上高変数を参照して、その中で選んでいる訳です。

どうやって負担が減るかということなのですが、我が国の例で言うと、従業者数の割に売上高がかなり小さい事業所、よくあるケースは非現業の割合が非常に高い事業所の場合、調査が無意味とは言いませんが、調査の目的に余り意味がないという場合は、カナダ統計局のように非抽出層としても構わないのではないかという形でなるべく意味のある、統計調査目的にあったところを中心に、確実にとっていくというやり方が適切なのではないかと思います。

以上が、私が前回申し上げた説明による資料説明になります。

○廣松部会長 ありがとうございます。

先進的な事例として、カナダ統計局のケースについて御説明いただきました。今の菅専門委員の御説明に関しまして、何か質問等はございますか。

○中村委員 最後のところですが、非抽出層、これは売上高下位10%のところなのですが、どういものですか。

○菅専門委員 非常に規模が小さい事業所、日本で言うと従業者数で規模が小さいというので計るのですが、カナダの場合売上高でやっている。それについては、多くの場合、自営業等が非常に規模が小さい。そうすると、調査票を配布しても、行政記録情報と余り変わらない結果が出てくることが多い。そういう場合は、行政記録情報で代用するという考え方です。もっとも、行政記録で全部がとれるわけではありませんので、このところは本来であれば経済センサスという形で全部やれば一番いいのだけれども、なかなか予算的に難しいということになると思います。

○廣松部会長 どうぞ。

○野辺地専門委員 一つは質問なのですが、通常、売上高を調べるときに、日本で言う国税と言いますか、税務当局の数字をどの程度活用できているのかという点はいかがでしょう。

○菅専門委員 行政記録でいろいろなデータが集まってくるのですが、カナダのケースを含めてヨーロッパもそうなのですが、商品サービス税のデータは、売上げそのものの情報が載っているということと、申告が比較的早いということと、税務当局からデータが送られてくるのも比較的早いということで、利用価値が高い。一方で、所得税のデータは、それに比べると申告の時期もかなり遅く、データが利用できる時間もかなり掛かるという点、そういう意味で言うと、ここでも書いてありますが、経理情報で一番使われているのは商品サービス税の売上高の情報です。

○野辺地専門委員 売上高の情報は、税務当局から提供されているという理解でよろしいですか。

○菅専門委員 納税者単位では分かるわけですが、つまりここが難しいところで、統計単位ではない。ですから、納税者単位と統計単位に余り大きなずれがない非常に小さな事業所に関しては代用してもいい。ただ、大きい単位になってくると、統計単位と必ずしも一致しないのです。企業が複数の番号を持っているケースもありますので、そうなってくると、プロファイリングという形で企業構造の把握をしてつないでいく作業をするわけです。これが大変な作業である。だから、置き換えられるのは、番号と統計単位がずれないという条件を満たしているケースのみになります。

○野辺地専門委員 ありがとうございます。

○廣松部会長 私も一つ質問ですが、1 ページ目に、97年に事業者番号、BusinessNumber が導入されて、大変大きな進歩が起きたとありますが、その番号と、4 ページ目の4 行目にあります識別子の中の、事業者番号というのは別のものですか。あと企業識別番号と事業識別番号というのがありますが、これらは別途振られているわけですか。

○菅専門委員 はい。事業者番号というのは、納税者番号なのです。これは統計単位ではございません。そこでどうするかというと、カナダ統計局でプロファイリングをして統計

単位と紐付けをするわけです。統計単位には当然番号は付いていませんから、こちらの方はカナダ統計局の方で、統計単位としての企業、そして統計単位としての事業所に番号を振らなければいけないわけです。したがって、これは税務当局は持っていない情報になります。

○廣松部会長 なるほど。それで識別番号という名称によって区別をしているということですか。

○菅専門委員 そうです。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ほかに御質問ございませんでしょうか。どうぞ。

○川原総務省政策統括官付統計利用専門官 売上高について、4ページ目のところで産業統計調査のデータが常時かつ半自動的に更新されているというお話があったのですが、ビジネスレジスターの情報としては、先ほど来お話のあった、いわゆる税務の情報と統計調査の情報と幾つかあると思いますが、両者を比較して、より直近のものであるとか、そういったものでより正確と言いますか、より望ましいものがあれば上書きをされて更新されていくイメージに考えればよろしいのでしょうか、それとも複数の情報を持っていて加工するようなイメージなのか、教えていただければと思います。

○菅専門委員 基本的にどこでもそうですが、横に並べた形の対応をします。それは、例えばプロフィールというのと、これは優先順位を付けてやりますので、例えば最近やったところは恐らく正しいだろう、けどかなり前にやった、例えば2、3年前にやったものは、当然情報が古いわけです。それでしたら、産業統計のフィードバックを受けた方がいい。では行政記録はどうかというと、先ほど言ったように、非常に小さい単位に関しては何とか対応付けが可能なのだけれども、大きいものに関しては何とも言えないところがあって、情報の順位とするとプロファイリングが一番良くて、そうは言いつつも行政記録の良いところは一応申告しなければいけない。統計調査の場合は調査拒否されたらアウトなわけで、どちらが良いとも言えません。やはり横に並べておかないと、調査拒否された場合は調査統計による売上高はないし、優先順位があるので、プロフィールは全部を毎年やるわけにもいかない。行政記録は一応上がってくるけれども、統計単位と一致するとは限らない。だから甲乙付けがたい情報が横に並んでいて、それを比較しながら、これが適切なのではと。層化のためなので、厳密に数字が合っていなければいけないという性格のものではないので、例えば、横に並べたときに大体これくらいの売上高ですねというのが分かれば層化上は問題ないということになると思います。

○川原総務省政策統括官付統計利用専門官 そういたしますと、単位が違うものを比較するわけではないと思うのですが、複数の情報で層化をするようなイメージなのでしょうか。

○菅専門委員 要するにこれを横に並べたときに大きく食い違ったときはプロフィールに入ってしまうのですね。warningが出てトリガーというのが掛かって、プロフィールに入ってしまうのです。最後に残っているのは、どちらかということ許容できる範囲内だと思

ますが、その許容できる範囲内というのは、criteria、基準を置いて、その基準を超えたらトリガーとしてwarningが掛かって、プロファイラーが調査を掛けるという手順になっているので、許容範囲内で違いがあるということでもあります。

○川原総務省政策統括官付統計利用専門官 要は、情報が全然違うものが並んでいるというわけではなくて、複数の情報で大体範囲内に収まっているものが並んでいるようなイメージと考えれば良いのですか。

○菅専門委員 それをどこまで許容するのかというのが、そこまで詳しく決まっているわけではなくて、当然問題が生じたら、基準を狭くしていかなければいけない。ただ、そうは言っても全部が全部プロファイルを掛けて、電話でやるわけですから、あるいは訪問してという形になるので、とてもではないけれども全部の企業はできない。

○川原総務省政策統括官付統計利用専門官 ありがとうございます。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 2点ほど質問させてください。

カナダにおいては、総売上高の把握に関する事業者の反応というのは、日本と比較してそれほど抵抗はないと考えてよろしいでしょうかというのが1点と、これは1ページ目にございます1984年に本格稼働の段階に入ったということではありますが、これでも約30年掛かっているということから考えますと、それは当然この程度の期間が掛かるのか、データ蓄積にこれだけ掛かるのか、それとも何かほかの要因でこれだけ掛かってしまったのか、それはどのように見ればよろしいでしょうか。

○菅専門委員 実は、それはインタビューしたことがあって、調査統計の売上高に掛かるのだから行政統計が使えるのではないですかと。当然、先ほどの単位が違いますという問題と、やはりこうやって並べていくと違うことがあるらしいです。そうすると、やはり確認しなければいけない。したがって、とらないという選択肢はむしろないという反応だったのです。私も似たような感じで質問をしたのですが、回答はとらないという選択肢はないですよ。それくらい違うことがあり得ますよということでした。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 客体の方は協力的なのでしょうか。

○菅専門委員 そこまでくると、実際に客体側にインタビューしてみないと分からないところがありまして、もう一つ追加的に言うならば、できるだけ先方が報告しやすい単位を、例えば日本でもそうですけれども、無理やり事業所と分かれている。でももし無理だったら、同じ地域内だったらまとめてもいいですよという統計単位がもし無理だったらこういう形で、個別対応と言ったらいいのでしょうか、それは標章上問題がなければ許すという。だから、カナダのエスタブリッシュメントというのは、日本と違うのは、場所が離れていても同じ地域標章区分内であれば統合してもいい。全部が全部そうやっているわけではなくて、特別な例に関してはそれを認めているとか、そういう工夫はしていると聞いています。

時間ですが、これは非常に難しく、大体今の日本の状況は、私は80年代くらいの状況だと思います。ここから先は、何とも言えないところは、制度が違うというのがまずあり

まして、同じような制度の国があれば、大体目安としてこれくらいのスピードだろうと分かるのですが、調べていると、アメリカも制度がかなり違う。カナダもオーストラリアもかなり違う。ヨーロッパも、やはりEUという特殊事情があって、要するにEUが成立して付加価値性が導入されて、EUの場合はその逆で、やりたくなくてもやらなければいけないという事情もあったりして、あるいはオランダのように、商業統計の段階でほとんどの情報が取れてしまうという国もありますし、フランスのように似たような感じ、商業登記とレジスターがほぼ同じ国もありまして、何とも言い難い。ただ、私の理解では、今の日本の成長スピードは速く来ていると思いますが、何とも言えないという部分があります。特に、番号という非常に難しい問題を抱えているので、何とも言えないという感じが致します。

○廣松部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○野辺地専門委員 納税のデータがそのまま別の目的に利用されることについての抵抗感というものがあるのか、ないのかということ、過去の歴史の中でそういう問題を解決していったのだという気もするので、そこら辺はいかなもののでしょうか。

○菅専門委員 2つ法律が必要でして、1つは受け取る側の法律と提供する側の法律。提供する側は、税務データを提供してもよいという法律があって、受け取る側は受け取ることができるという法律があるのです。それが2つ、アメリカの場合は13条と26条というのがあって、それで対応しているのですけれども、当然のことながら、時間を掛けて信頼関係を構築してというのが、お互いに十分に交流をしながら、時間を掛けて信頼関係を構築するという。おっしゃるとおり、例えばアメリカで一番最初にそういうのが大きく出てきたのは1954年なのですが、それから大体半世紀、1回も大きな問題は起きていないということなので、そういうことがとても重要です。やはり法律も当然重要だということです。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

時間もございますので、このあたりまでとさせていただきます。菅専門委員から大変貴重なお話を賜りました。ありがとうございます。

一言感想を申し上げますと、先ほど菅委員がおっしゃいましたけれども、日本の状態はカナダでいうと70年代であるということのようです。確かにビジネスレジスターもこの1月から稼働を始めたわけですが、まだまだ構築の途中ということであり、今後、様々な行政記録データを利用することを目指していますが、そのためには番号を付けたりするという、統計サイドの努力もそうですが、法律的な裏付けも必要になるということだと思えます。同時に、3ページ目にありますプロファイラーが70人以上いるというのは、やはり大変大きな勢力だと思えます。日本の場合のビジネスレジスターもある程度成熟した段階で、このプロファイリングの方にだんだん移っていかざるを得ないだろうと思うのですが、スタッフあるいは人員をどう確保していくかというのは、これまた大きな問題かと思えます。いずれにいたしましても、大変貴重なお話をどうもありがとうございました。

それでは、先ほども申し上げましたとおり、本日、調査実施者から改めて説明することとされました事項のうち「平成26年基礎調査の前年に実施する企業構造の事前把握について」、統計局から説明をお願いいたします。この点に関しましては、お手元の審査メモの8ページの「2 本調査前に実施する企業構造の事前把握」にも論点として挙げております。そこも含めまして、説明をお願いいたします。それではよろしくをお願いいたします。○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 私、佐藤の方から前回に続きまして説明をさせていただきます。

お手元の資料3を、1枚めくっていただきまして、下の真ん中に1ページと書いてありますので、ページを参照しながら適宜説明させていただきます。今、廣松部会長からイントロダクションがございましたとおり、審査メモに従って、本調査前に実施する企業構造の事前把握に係る様々な論点についてお答えさせていただきたいと思っております。

まず1つ目の論点の中の、審査メモのaとしまして、「事前把握の実施状況、把握する内容、今後の実施予定はどのようになっているのか」ということがございます。企業構造の事前把握と私どもは呼んでおりますけれども、これと関連することについて、まず最初に1番、2番及び3番として説明させていただきます。まず、21年基礎調査の答申においても触れられているのでございますが、経済センサスー基礎調査におきましては、「本社一括調査」というものと、「調査員調査」という2つの調査の流れの下にやっております。

本社一括調査につきましては、報告者負担の観点からも企業全般にとって調査票の記入負担の軽減につながるであろうということ、前回の基礎調査の答申においても触れられております。前回の答申については、31回の資料1の中にあり、ここでは改めて参照いたしませんけれども、そういう指摘もございました。それから本社一括調査を行うことにより、調査員事務の簡素化にもつながるということとございます。これについては、前回32回においても地方公共団体の方からも御指摘があったように記憶しているところでございます。そういう観点から、本社一括調査を導入し、2つの流れの中で2つの手法を同時並行で行うことによって経済センサスを実施していくというのが、基礎調査の実態でございます。

本社一括調査、調査員調査の2つの手法を同時並行で行うためには、あらかじめ名簿を振り分けておく必要があるということとございます。当然、事業所母集団データベースに蓄積している情報を活用することにしております。事業所母集団データベース、経済センサスのデータ、プラス行政記録情報等を用いて更新していくわけとございますけれども、それだけでは不足があるという話は前回もさせていただいたところでございます。そのため、基礎調査において、本社一括調査と調査員調査の名簿の振り分けをきちんと行う。それから、その後の予定等も可能であれば含めて、「企業構造の事前把握」ということで、基礎調査においては重要な業務として、必要不可欠なものとして位置付けられると私ども考えているところでございます。3番目までが必要性等についての考察でございます。

実態としまして4番に、24年9月1日現在で試験調査を行いました。その際は、プロ

セスの確認等を中心に行いましたので、本社一括調査の試験調査においては支所数が100未満の企業において実施したところでございます。そのときに1,000企業について試験調査を行ったわけですが、端的に申し上げますと、約1年前、23年6月時点の経済センサスの活動調査において整備しました名簿と言いましょいか、そのときの結果と比較しますと、企業数ベースで約44.5%の企業において支所に何らかの変化があったという回答が得られているところでございます。特に規模の大きいところ、50以上100未満のところについては、ほぼ全てにおいて、支所について改廃があったという状況でございました。そういう状況を鑑みますと、本社一括調査と調査員調査を同時並行で行うためには、企業構造の事前把握といいます、複数の事業所から成る企業に対して1年前の確認作業を行うことが非常に重要なことなのかなと私どもは考えているところでございます。

5番に、どういうものを確認するのかということがございます。複数事業所から成る企業に対しまして、企業及び支所事業所等の名称、所在地についてプレプリントする訳でございますけれども、それに変更があるかどうかを確認する。支所に関しても、新設、改廃について確認するというところでございます。

次のページの6番としまして、まとめとございますけれども、2つの調査手法を同時並行で行いますので、名簿に入り繰り等があると調査の現場で混乱が生じるということでございます。そういうことを防ぐためにも必要不可欠でございますし、地方公共団体からも要望が出ているというのは、先ほど申し上げたとおりでございます。

以上がaとしまして企業構造の事前把握についての実施状況と言いましょいか、必要性も含めまして説明させていただきました。

aの次も説明してよろしいでしょうか。

○廣松部会長 そうですね。まとめてお願いいたします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 3ページ目のbでございますけれども、事前把握は1年前に行うということでございますが、事前把握で把握された情報は26年の調査でどのように反映されるのかということでございます。本社一括調査と調査員調査の対象を切り分けるために名簿を作りまして、得られた情報は名簿上で切り分けるために使います。それから、プレプリントするというのは前回も申し上げたとおりでございますけれども、移転等の情報、それから廃業となった情報、新設された支所等の情報についてはプレプリントに当然反映させるというところでございます。3番については、aで述べたことを要約して書いておりますので、3番目については説明を割愛いたします。

4ページ目に行ってよろしいでしょうか。

○廣松部会長 はい。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 4ページ目の方ですが、c及びdの2つの問いに対してまとめて回答させていただいております。事業所母集団データベースの整備事業と言いましょいか、事業所母集団データベース自体は経済センサスの結果を基盤情報として行政記録データ等を使って更新する手はずを今後考えていくところでござ

いますけれども、それと事前把握との関係という観点から、c及びdという2つの質問が審査メモに設定されたと思っております。それをまとめるような形で答えさせていただきたいと思っております。

aで申しあげましたとおり、事業所母集団データベース、経済センサスの結果を基盤情報として母集団データベースの行政記録を用いて更新している。具体的なデータとしましては、労働保険の情報、それから商業・法人登記簿の情報などを用いているということでございます。ただ、4番にありますとおり、これについては前回は違う章で御説明いたしましたが、保険契約の情報でございますので、新設で全く新しくできた場合は情報として挙がってくるわけでございますけれども、その後のいろいろな企業の中の再編等に伴う変化については、私どもが考察した範囲では、なかなか捉えるのが難しい。それから、企業自体の廃業についても、商業・法人登記等では廃業についてなかなか届け出がないということもあります。それから、雇用保険で契約がないようなところもあつたりしますので、そういうところの廃業も全ては捉え切れない。それから個人企業について、雇用者なしの事業所の場合は、新設・廃業がこの行政記録、今、私どもが使っている部分からはそもそも捉え切れないということで、行政記録の活用を最大限活用するにしても全てをカバーし切れない部分があるということでございます。特に、法人企業の支所の改廃については、大企業等では全てを捉え切れないということでございます。

こういうこともございますので、事業所母集団データベースの情報を、複数事業所から成る法人企業については、調査の実施前年に企業に問い合わせ、名簿の更新等をお願いするという必要があるということでございます。これはaで考察したとおりでございますけれども、これらを行う必要があるのも、必要不可欠な情報であるということでございます。それが5番、6番で考察として記載させていただいております。

それから、7番については、行政記録の活用にも限界があるところがございまして、今後については母集団情報の整備を的確に行うという観点から致しますと、先ほど、菅専門委員のプロファイラーの話もございましたけれども、事業所・企業への照会業務などの拡充や、今後更なる情報収集手段の拡充が必要なのかなと考えているところでございます。現段階では、事業所・企業の企業構造の事前把握というのは、現段階の母集団データベースの範囲では前年に行う必要があるだろうと考えているところでございます。

ちなみに、6ページ目に表としまして、企業と言いましょか、事業所についての属性を法人と個人に分けてまして、それが1つの事業所から成る法人なのか、それから個人企業についても単独から成るのか、複数事業所から成るのかという観点から、行政記録が把握できるのかできないのかという観点から作っております。簡単な方から行きますけれども、個人企業の単独事業所の雇用者なしについては、先ほど申し上げたとおり、全ての行政記録でどこも把握できる場所がないという状況でございます。それから、法人関係の廃業の状況に関して言えば、例えば法人の単独事業所の従業員1人（雇用者なし）の場合は劳保も登記もできない。それから複数従業員企業でも、劳保でないところ、登記でないところ

ろというのはあり得る。それから複数従業者企業の支所については、新設の把握については一部可能でございますけれども、その後の変化についてなかなか把握できないという状況は先ほど説明させていただいたとおりでございます。そういう対応関係を表の形でまとめたということでございます。

ただ、例えば○が付いている把握可能なところでございまして、いきなり行政記録をそのままダイレクトにデータベースに入れるというのは、本当に実在するのかとかを確認した上でデータベースに登録しなければならないと考えておりますので、統計法第27条の規定に基づいて照会業務を行っているところでございますが、照会業務自体は、基幹統計と違いまして報告の義務がないこともあり、行政記録で把握可能な範囲であっても、実態がどうなっているか照会しても全ての企業からはなかなか回答が得られない状況もありますので、そういう面でも不正確な部分があるのも確かというのとは認めないといけないと思っております。そういう点を精度向上という観点から、今後、やっていかなければならないと考えているところでございます。

c及びdの説明は以上でございます。

○廣松部会長　ここで切らせていただいて、「平成26年基礎調査の前年に実施する企業構造の事前把握について」の必要性、それから2系統で調査をするわけですが、その有用性に関して説明を頂きました。今の質問に関しまして、御質問、御意見いただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

事業所母集団データベースに関して、活動調査の統計情報が基礎であることは事実ですが、それを補うために、今、行政記録情報、具体的には商業・法人登記簿、それから労働保険情報を用いているわけです。それでもやはり捉え切れない部分がある。その意味で、それらをカバーするために、企業構造の事前把握を行うということでしたが、いかがでしょうか。

○川原総務省政策統括官付統計利用専門官　まず1点は、企業構造の事前把握を実施される際の基の情報と言いますか、何らかの情報を持って事前把握をされると思うのですが、この基の情報は事業所母集団データベースで良いのかどうかというのが1点と、それから、2ページ目の6番の説明のところ、事業所・企業の名簿の劣化という表現があるのですが、これは具体的に何を指しているのか、念のため確認をさせていただければと思っております。

3点目ですが、情報の不足があるというお話が先ほど来あって、そのため名簿整備が必要というお話であったと理解をしたのですが、ここでいう名簿整備というのは、情報の不足している部分に調査を掛けるということなのか、情報の不足の有無に関わらず、本社一括調査を行う対象となる企業全体を確認されているのかということをお話いただければと思っております。

最後に、1ページ目の4で、企業構造の事前把握のところ、確認される情報がいろいろあるのですが、こちらの情報というのは事業所母集団データベースに現状入っている情

報なのか、新たに確認しないと分からない情報なのか、4点ほど御質問させていただき
ます。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 最後の4点目、どこのページか
もう一度教えていただけますか。

○川原総務省政策統括官付統計利用専門官 企業構造の事前把握で把握される情報とい
うことで下に挙げられていると思うのですけれども、名称、所在地、事業の内容、分割・合
併に関する情報、支所の事業所であれば、新設の支所事業所の名称などですが、これら
の情報というのは、事業所母集団データベースに入っている情報を何らかの形で更新する
ようなイメージなのか。そもそも事業所母集団データベースにはないものなので事前把握
しないと分からないものなのかというのが、もし前者であれば単なる更新というイメージ
でいいと思うのですが、後者ということであれば、そもそもこれをやらないと分からない
情報ということになるかと思いますので、若干意味合いが違うのかなと思って、念のため
確認をさせていただいた次第です。

○廣松部会長 よろしいですか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 はい。では今の御質問に回答さ
せていただきたいと思えます。

企業構造の事前把握について、私どもの説明が足りなかったところがあったのかもしれ
ませんが、口頭での繰り返しになって恐縮でございます。基本的には、具体的なプ
ロセスとしましては、今のところ25年9月に実施する予定でありますけれども、印刷等
の関係もありますので9月1日の名簿は使えないと思えますが、できるだけ直前のデー
タをビジネスレジスターからまずダウンロードして、そのデータを基に本社、支社の状
況をプレプリントして本社に確認をお願いするというプロセスを考えているところで
ございます。そういうことですので、基盤となる経済センサス、プラス行政記録による
更新情報を基にプレプリントをするわけですが、それによってどこの本社とどこの事
業所が本社、支社の関係にあるというのを事前にプレプリントして確認いただくとい
うこと
でございます。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、大きな企業になればなるほど、支社の関係が行政
記録だけではなかなか捉えられない。それから法人においても、例えば雇用保険に入
っていないような事業者の方がたくさんいるところとかはなかなか行政記録にも現
れてこないなど、そういう状況があり、行政記録にアップデートだけでは不足しま
すので、本調整における実施を円滑に行うために、事前に本社、支社の関係を改
めて書いていただくということ
でございます。それについては、3ページ目のbのところ、プレプリントすると申
し上げたのは、そういうこと
でございます。その基になるデータとしましては、直近のビ
ジネスレジスターというか、事業所母集団データベースのデータということ
でございます。話が先行的になりますけれども、そこで確認いただいた情報につ
きましては、本調査の段
階で当然プレプリント致しますので、企業の方にとっては、そこを改めてもう一回
同じも

のを書くというわけではなくて、本調査の段階で、それについてはプレプリントされて、記入者負担が増えないようなことを考えているところでございます。

そういう観点から、劣化という言葉がどうなのかというお話がございましたけれども、例えば廃業しているものがあつたとしても行政記録から捉えられなければ、廃業した事業所はそのままデータベースに残っているというような状況等もありますので、また新設の事業所が登録されていないとか、移転した事業所が登録されていないとか、そういう状況もありますので、そういう観点から劣化という言葉を使わせていただきましたけれども、母集団データベースの行政記録による更新だけでは捉えられない部分があるという趣旨で理解していただければ幸いです。

まとめて説明したつもりでございますけれども、足りない部分は御指摘ください。

○川原総務省政策統括官付統計利用専門官 念のための確認なのですが、名簿整備の部分というのは、今の御説明ですと、不足しているところだけ確認しているわけではなくて、全体を確認されているということよろしいでしょうか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 すみません。説明が不足しておりましたが、プロセスとしては、複数事業所からなる企業の本社に対して、プレプリントした情報を、どこが正確かどうかというのは、必ずしも我々が判断する材料がありませんので、全ての本社に送って確認いただくということを考えております。

○川原総務省政策統括官付統計利用専門官 もう一点、最後に御質問した1ページの5にある事前把握で確認する情報というのは、これはいかがでしょうか。データベースに掲載されているものなのか、独自に把握をされるものなのか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 1ページ目のaの下のところの5番に把握するというものがございますけれども、直接データベースに入っているのは、企業に関しては名称、所在地、事業の内容、それから支所に関しては、名称、所在地です。そこは直接データベースに入っているわけがございますけれども、それを例えば企業の場合ですと、分割・合併等があつた場合は、そもそも傘下はそういう再編が行われている可能性がありますので、そのための情報を新たに得るということでございます。それから、支所については、改廃及び新設されたという情報は現時点での最新名簿を使っていますけれども、改廃及び新設についてチェックを頂き、更に最新名簿以降とか、捉えられていない部分とか、そういうものを含めて回答を頂くという形にしております。

○川原総務省政策統括官付統計利用専門官 ありがとうございます。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

どうぞ。

○北村委員 今の点、追加で伺いたいのですけれども、名簿に最新の情報がアップデートされているというイメージですけれども、それと同時に、各企業の名前の変更、税のものとか住所とか、そういうものについても記録に残しておくという形になるのでしょうか。それとも直近のものだけで上書きしていくということなのでしょうか。

○佐藤経済基本構造統計課長 今回の北村先生の御指摘は、データベースの情報管理そのものということですね。

○北村委員 そうです。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 情報の管理としましては、つながるものは残しております。

○北村委員 先ほど菅先生からお話があったように、過去のいろいろな記録も全て保存しておいて、社名が変わったら変わった歴史が分かるような形で長期的には保存されるということですか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 はい。つながる部分は保存いたします。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

とりあえずdまで来ましたので、あとeからgまでの論点がございますので、それらに関して説明をお願いいたします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 eの部分でございますが、1番から3番までについては、それぞれの回答は読んで分かるように、今まで必要性等について申し上げておりますので割愛いたします。

4番のところがポイントでございまして、「企業構造の事前把握」について把握された内容は、本調査においてプレプリントで反映することによって、私どもが考えた範囲でございませけれども、企業の負担が増えないようにしていくとございませ。繰り返しになりますけれども、本社一括調査と調査員調査の2つの調査を同時並行に行いますので、名簿の正確性が非常に重要という観点から実施しているものでございませ。

eについては、ポイントは以上でございませ。

○廣松部会長 続けてください。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 8ページ目、fでございませが、企業の親会社・子会社情報の整備の状況でございませ。これは、本社、支社ではなくて、形式的には別法人の形の情報の管理ということだろうと我々は受け止めておりますけれども、これにつきましては、親会社・子会社の情報は21年基礎調査に引き続き、26年基礎調査についても当然把握することとしております。それにつきましては、データを名寄せによってマッチングして、企業グループ全体が分かるように、何層にもなる企業グループもあると思ひませが、そういうものが分かるようにデータとして集計をするとともに、データベースの中でも記録して管理しております。

集計事項については、参考1に書きましたけれども、親会社と子会社の関係を集計して企業グループが世の中にどれくらいあるのかとか、それから参考2として書きましたけれども、例えば持株会社の産業別の状況や1年の集計表を作っているということとございませ。これについては、次回以降、集計表の中身について適宜説明する機会もあると思ひませ。

9 ページ目の最後の g でございますが、まず基礎調査というセンサス、基礎調査に先立って企業構造の事前把握というものを前年に行う、それからデータベースの母集団情報を毎月、経常的に更新するための行政記録を用いた照会作業を含んだ更新作業、この3つの事業が事業所母集団データベースに関連して行われているわけでございますけれども、それについて役割分担がどうなっているのか、今後はどうなるのかというような形での審査メモといいますか、論点提示かと思しますので、それに対応するような形で説明をさせていただきたいと思えます。

基礎調査、企業構造の事前把握、それから事業所母集団データベースの関係といたすのは、最初の a のところで説明させていただいたとおりでございます。繰り返しになりますけれども、本社一括調査と調査員調査の2つの調査手法を同時並行的に行うという観点から、調査の円滑な実施のためにも、できるだけ最新の名簿を、行政記録によるアップデートだけでは間に合わない部分をしっかり把握する必要があるという観点から、この3つそれぞれに役割があり、それぞれが必要不可欠な関係になっているという状況でございます。それについては、1番、2番、3番及び4番ということである説明してございますので割愛いたします。

今後につきましては、5番に書いてあるとおりでございますけれども、3つの役割分担はそれぞれありますけれども、今後、事業所母集団データベースの整備事業において行政記録だけでは把握できていないことや、照会業務に「義務規定」がないので、照会してデータベースに入れるに先立って、いろいろ照会してもなかなか照会が得られない部分等がありますけれども、この辺が事業所母集団データベースの弱点になっているところがございます。そういうものがいろいろな形で、また別の手段で精度向上につながる手法を今後とっていくことも考えられますので、そういうものを踏まえて、データベースの整備状況を踏まえながら、今後役割分担、必要性、それから在り方について考察していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

今、eからgまでの論点に関して説明を頂きました。それ以前の部分も含めまして、御意見、御質問いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○菅専門委員 2つあると思えます。

1つは、廃業と休業の把握についてはどこの国でも苦勞しています。行政記録ではよく分からない。届け出があるわけでもありませんし、多分これはデータから見てそうだろうというのが限界なわけです。そういう意味で言うと、基礎調査という形で、目で確認できるというのは非常に有効なやり方であって、この方法ができるというのが統計の精度という意味ではかなりいい形であると思えます。

もう一つは、構造の把握の方ですが、報告者側の手間を減らすという意味ではかなり有効である。どういうことかという、例えば工場を分社化したケースで、母集団名簿に反

映されていないければ、当然その工場の調査票は会社に行ってしまうわけです。会社はもう分社化したからうちは答える必要がないというを送り返してくるわけです。それをもう一回名簿を作り直してまた送るとい、何回も何回もやりとりしなければいけない。それが統計調査の早く公表しなければいけないというスケジュールを考えると無理があるので、やはり事前に、どこにどういう調査票を送ればいいのかという情報はクリーンにしておいた方が良くと思います。

その意味では、直前に確認をして、これは構造を把握するというのはどういう意味かという、適切な調査票を適切に送る情報と考えた方が良く、報告者に二度手間、三度手間を掛かせないということでは非常に意味があると思います。先ほど言った基礎調査に関して言うと、やはりこれをやらないと廃業が分からなくて、調査に行ってみたらありませんでした、大分前にやめたようですよという話が出てきてしまって、それはそれで無駄足を踏むことになりますので、こういう形でやっておいた方が、何回も行かなくて済むという意味では非常に効果的だと思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

どうぞ。

○川原総務省政策統括官付統計利用専門官 先ほど基礎調査について、活動調査の母集団情報を得ることの目的ということで、1番で説明があったと思いますが、活動調査につきましても、恐らく2番の事前把握というのは行われているのではないかと思います、まずそれが行われているかどうかという確認をさせていただきたいというのが一つ。

もう一つは、事業所母集団データベースから得られた情報で事前把握をされて活動調査が行われるという流れが仮にあったとした場合に、事前把握と活動調査との位置付けという意味で、どう考えればいいのか。分かる範囲で教えていただけたらと思います。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 説明をかなり省略した部分もありましたので分かりづらいところがあったかも知れませんが、1ページ目のaのところの4番を見ていただければと思いますが、今、御指摘が事務局からあったとおり、活動調査においても、本社一括調査により把握する企業に対して、「直轄調査事業所等確認」という業務を行っておりました。この説明の中の枕言葉、イントロダクション的に書いてございますけれども、そういうのは事実として前年にやったということでございます。

もう一つの後半の質問は、どういう観点からお答えすればいいか、もう一度言っていたらと有り難いのです。

○川原総務省政策統括官付統計利用専門官 事業所母集団データベースの方で年々整備をされているというお話があり、それで事前把握をして基礎調査が行われるとその情報は事業所母集団データベースに入ると思うのです。次の活動調査の実施の際には、また事業所母集団データベースからデータを出してきて、事前把握をして活動調査が行われると思うのですけれども、そうしますと、基礎調査の情報に事前把握で把握した情報を上書きした

もので活動調査がされているという理解でいいのか。そうしますと、基礎調査は活動調査の母集団情報を得ることを目的にと1番で書いてあるのですがけれども、事業所母集団データベースが整備され、事前把握と活動調査は別途行うという流れが仮にあれば、基礎調査はなぜ必要なのかというところで疑問が生じたので、その関係を教えていただきたかったということでございます。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 前回の資料に戻るとまた大変かもしれないけれども、前回、私どもの方で宿題として御回答申し上げた資料3を見ていただいて、事前把握のことは書いてございませんけれども、事業所母集団データベース、経済センサスー活動調査、中間年の母集団情報整備、いわゆる基礎調査の部分、それから次の裏ページに行政記録情報等について、役割分担をそれぞれ書かせていただいています。

これが一番骨格になる関係でございます。プラス調査に先立って経済センサスー活動調査、基礎調査においても、本社一括調査、調査員調査を行うに当たって、現場での混乱を避けるために名簿を前年に整備する必要があるということで、調査の実務的な課題を解決するために企業構造の事前把握を行っている状況でございます。

基礎調査自体は、そこに書いてありますとおり、端的に言いますと、母集団情報の整備のために全国、全産業網羅的に本社一括調査と調査員調査を組み合わせ、行政記録で更新できない部分も含めて、母集団情報整備を行う。それから企業構造の事前把握につきましては、その中で、調査の実査に関連する非常にコアな部分として、本社一括調査と調査員調査の名簿を切り分けるために、必要最低限の部分として本社、複数事業所からなる企業に対して照会をかけているという状況でございます。

私の説明は以上でございます。

○廣松部会長 よろしいですか。

どうぞ。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 追加でよろしいでしょうか。量的な問題を申し上げますと、例えば24年の活動調査の速報ベースでは、全体の事業所は、統計データとして有効な数字があったところの中で、それから企業ベースに直しますと410万程度ございました。それに対して、本社一括調査の対象となる複数事業所から成る企業というのは約23万、それが統計の結果でございました。プラス複数事業所から成る企業として新たに出てくる分もあると思いますので、そういうのも考えますと20万台の後半ぐらいになる可能性があるという気はしておりますけれども、パーセンテージ的には400万のうちの6から7%ぐらいまでの企業に対して照会をかけることになる想定しているところでございます。

以上でございます。

○廣松部会長 今回の数値は、今日頂いた資料3の6ページの表を見ればいいのですか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 数字そのものは活動調査の結果でございまして、今言った数字については、どこにも載せていません。申し訳ございません。

口頭で申し上げました。

○廣松部会長 ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

企業構造の事前把握に関しましては、本調査、行政記録情報の利用、それからデータベースの整備、これら3つの関係に関して今日御説明を頂きました。実施部局の方では、一応、これら3つの役割分担に関しては明確にされているようですが、この点に関して特に御発言ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それと関連をする形で、本日、資料の3の10ページのところに「事業所母集団データベースに総売上高を反映する15の統計調査に関して」、調査の実施年月、それから売上高の把握期間等に関して情報を追加した形でいただいています。これに関して特にコメントはございますか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 特にございません。もし御質問があれば答えるような形にさせていただきたいと思います。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

それぞれの調査実施年月に関して、ここにありますような形で実施されるということでございます。これが事業所母集団データベース、すなわちビジネスレジスターに順番に反映されるということになるかと思えます。

今日頂いたものに別紙がございますが、これに関してよろしいでしょうか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 まず、ただ別紙と書いてある部分については、宿題の関係ではなくて、総務省統計局が説明する更なる説明の部分で使わせていただきたいと思います。

あともう一つ、別紙2というのが、大変申し訳ない話でございますけれども、資料の表記にケアレスミスがありましたので、それを正誤表という形で提示させていただいております。同様の資料が今日の33回の資料2の5ページ目のeの4番、そこが正の方で5万、3万となっていると思えますけれども、これは前回までの資料でケアレスミスがありましたので、申し訳ございませんが修正していただければ幸いです。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

今日頂いた資料の3の6ページの表2は、修正後の値になるのですか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 正しくこちらもそうでございます。

○廣松部会長 分かりました。ほかにございせんか。

そうしますと、前回御意見が出たもののうち、今回説明をお願いしていたものでもう一つに関しまして、経済産業省から、「本社一括調査で本社が商業に該当せず、傘下に商業に該当する事業所がある場合の調査方法等」について資料を用意していただいておりますので、説明をお願いいたします。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 それでは、資料3の11ページを御覧ください。前回の御質問で、本社一括調査で本社が商業に該当せず、傘下に商業に該当する事業所がある場合、本社が傘下の商業に該当する事業所について記載ができるの

かということで、また、調査規則上、どのようになっているのかという御質問だったと思います。

その回答でございますが、商業統計調査につきましては、商業を営む事業所を対象として実施しておりますけれども、一部の事業所につきましては、本社等一括調査による調査を実施しております。本社が商業以外の企業であっても傘下に商業事業所を有する場合には、その企業を代表する者を報告義務者として報告を求めてきたところでございます。下には参考として、前回調査時におきます商業統計調査規則の抜粋を載せておりますので、その第8条の、途中からただし書きがありますけれども、そこに書いてあるとおりです。本社等一括調査企業を代表する者が一括して報告しなければならないというふうにしております。そういうことで、あくまでもその企業を代表する者を報告義務者としてきたというところでございます。

また、全産業を対象としております経済センサスー活動調査におきましても、複数の事業所を有する企業に対しましては、本社事業所を含む傘下事業所についての報告を企業代表者に求めるという方式を採っております。

平成26年の商業統計調査でございますが、全産業を対象としております経済センサスー基礎調査等と一体的に実施するという観点から、複数の事業所を有する企業に対して本社一括調査方式により実施することを予定しておりますので、これに合わせて調査規則におきましても、傘下に商業事業所を有する企業の代表者が報告できるように改正していきたいと考えております。

説明としては以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

前回、西郷委員の方から質問が出た件でございますが、いかがでしょうか。

○西郷委員 今の御説明で納得いたしました。どうもありがとうございます。

○廣松部会長 この件に関しまして、ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

前回、委員、専門委員の方から出ました御意見あるいは御質問に関する回答は以上でございます。時間を取ってしまいましたが、全体を通しまして、何か御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、審査メモの方の「(1)調査事項の変更」のうち「ア 総売上高の把握」についての審議は、ひとまずここまでとさせていただきたいと思っております。

これまで3回にわたって本調査における「総売上高の把握」について審議をしてまいりました。この「総売上高の把握」については、論点が多岐にわたっておりますが、答申においても重要なポイントになるものと思っております。

また後ほど、審査メモの「4 経済センサスのあり方」とも関係いたしますので、今までの議論も踏まえて、全体をまとめる形で整理をしておく方が良いだろうと思っております。その上で適否を最終的に御判断いただくことにしたいと思います。そのまとめに関しまして

は、事務局と調査実施者である統計局とで御協力いただいて、これまでの審議の結果をまとめた形で御提示いただければと思います。

具体的には、本調査において「総売上高を把握」することのメリットとデメリットについて、基礎調査との関係、事業所母集団データベースとの関係、他の基幹統計調査との関係の3つの観点から全体を見渡せる形の資料としていただければ、最終的に御判断いただくのに便利だろうと思います。それを基に次回の部会で、委員及び専門委員の皆様は全体を御確認いただくことが答申を作成するに当たっても役立つように思いますので、そういう形で進めたいと思いますが、委員、専門委員の皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 よろしいでしょうか。それでは事務局と調査実施者の方には、資料作成に関して御努力していただくこととなりますが、よろしく願いいたします。

どうぞ。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 事務局から若干補足させていただきます。

今までの議論の中で、総売上高を中心に議論しておりましたが、部会長に御相談してこうしたのは、データベースの整備の話、基礎調査そのものの話、それから総売上高の把握の話、その辺が渾然一体として全然区別されずに議論されてきた嫌いがあるものですから、委員会に報告する上ではある程度この辺を整理した上で、メリット、デメリットを本部会として総合的に判断しましたというベースを残す意味でこういう形にさせていただいております。そういうことで報告いたします。

○廣松部会長 ということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、次回以降、そういう形で審議を進めさせていただきたいと思います。

では、続きまして、論点メモの「(1)調査事項の変更」のうち「イ 従業上の地位」について審議を行いたいと思います。この点に関しまして、調査実施者のから説明をお願いいたします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 それでは、資料2の16ページでございます。審査メモで申し上げますと、「(1)調査事項の変更」の「ア 総売上高の把握」は終わりまして、「イ 従業上の地位」のところでございます。

従業上の地位に関しましては、活動調査における当該項目の今回の考え方如何ということでございますので、それを説明させていただきます。従業上の地位に関しまして、経済センサスー基礎調査において、事業所の従業者数記入欄において別経営の事業所から派遣されている人等を従来書いておりました。調査票を見ながら御説明した方が分かりやすいと思いますので、大変お手数でございますが、31回の資料の2の中に調査票が入っております。ページが振っていないのでございますが、右上の方に資料2-4と書いてあります資料です。調査票A、B及びCと3つありますが、基本的な考えは同じでございますので、資料2-4の調査票Aを用いて説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょう

か。

その3番の事業所の従業者数のところでございます。ここに関連しまして、今回受入者で他の別経営の事業所から来て働いている人ということで、出向と派遣という形は別々に取るようにしました。前回までは、このところを区別なく、別経営の事業所から派遣されている人という形で把握していたということでございます。

その中には、具体的に言いますと、労働者派遣法という派遣労働者、それから在籍出向などで来ていらっしゃる方、そういう形でまとめて把握していた。これにつきまして、経済センサスの活動調査の実施の段階において、ここを区別する必要があるだろうということで、活動調査からこの部分を区別して把握しております。そういう経緯を踏まえまして、今回、基礎調査においても、この部分を分けまして把握するというところでございます。これについては、私どもの把握している状況では、SNAの推計等で、受入者に関して人数を分けた方が推計等でやりやすいというような形で要望がきたと聞いているところでございます。従業上の地位とございますけれども、基本的にはこの従業者数のところの調査項目の変更でございます。実態の数字としましては、活動調査における数字の実態を16ページの6番に掲げてございます。

私の説明は以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

この従業上の地位の件に関しまして、活動調査では既にこういう形で把握されているということでございます。その実際の状況が16ページの6番にありますとおり、出向は43.6%、派遣が56.4%という内訳になっています。この点に関しまして、何か御質問、御意見ございますか。

活動調査のときに分けて、混乱というか不都合はありませんでしたでしたか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 事業所・企業統計調査のときから既に入っている事項でございまして、事業所統計調査の時代は、ここは出向、派遣に分かれていなかった。それをずっと調査しておった訳ですけれども、当時の統計審議会でも議論された中で、SNAとの推計作業等で分けた方がやりやすいという要望があったということでございます。

○廣松部会長 いかがでしょうか。

どうぞ。

○中村委員 SNAとの関係ということでありまして、この出向についての費用負担というのはどうなるのですか。出向といえば、費用を誰が負担しているかというのは明らかであるという前提なのではないでしょうか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 私の聞いている範囲ですと、出向というのは人件費として付加価値の部分になるだろうと。派遣の部分というのは中間投入である、というところを分けたいということで要望があったと私は伺っております。

○中村委員 ただ、出向というと、その給料を実際働いているところが負担する場合もあ

るでしょうし、派遣元が払うという場合もあるのではないかと思います、その辺がよく分からないのですが、実態はどうですか。

○佐藤経済基本構造統計課長 一応、記入の仕方等でここにどんな方を書いていたかといふところでは、出向元に籍があるというような形で記入の誘導はしているということでございます。

○中村委員 籍があるというのは、名目上籍があるということですか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 そういうことです。

○中村委員 その場合に、実際給料を払っているのはどこの事業所かということは、それだけでは判然とはしないわけですよ。ということ調査実施者に聞いても無理だと思いますが、出向というだけでは取り扱いをどうしたらいいかということについては、一概には判断できないのではないかという気が致します。

○廣松部会長 どうぞ。

○野辺地専門委員 今のお話と関連するのかもしれないですけども、実際に企業の立場を考えてみると、出向とか派遣以外にグループ内でいろいろ兼務している人、特に親会社の従業員だけでも、子会社の役員になっているとか、いろいろな肩書を持って、かなりの時間を子会社の方で過ごしているとか、ホールディングスなどでは、ホールディングスの役員でもあるし、子会社の方で実際に事業をするとか、いろいろなケースがあるのですけれども、そこら辺についての扱いは、記載の手引きみたいなもので分かりやすくなっているのかどうか、そこら辺はいかがなものでしょうか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 今、記入の仕方を調べています。

○廣松部会長 では、調べていただくことにしまして、今、中村委員が御指摘になった、給料を誰が払っているかということに関しては、ここでは具体的に捉えてないのですね。籍があるかないかという形の聞き方になっていて、その後者に対する給与等を誰が払うか、どちらが払っているかということに関しては、特に問うてはいないわけですが、それを厳密に分けた方がいいという御意見でしょうか。

○中村委員 そうですね。実際に誰が給料を支払っているかによってSNA上は扱いが変わりますので、それは分かれていないということになると、やはり問題になるのかなということになります。

○西郷委員 恐らく付加価値の発生源と所得の獲得の時点というのがずれてくると、一国全体としてはどこかでつかまっている限りは問題にはならないのですけれども、産業別の生産性などをはかろうとしたときに問題だという御指摘ですよ。残念ながら、この情報だけだとそれをちゃんと振り分けるとはなっていないのではないかなと思います。

○廣松部会長 どうぞ。

○野辺地専門委員 実務的には、出向者の給料というのは、出向元で払って出向元が経営指導料みたいな形で負担しているケースと、出向先でもって払ってしまっているといういろいろなケースがあると思うのです。ですから、一概にどっちが払っているとも言えない

面もありますし、実質的にどちらが負担しているかというのは経営的にはあるわけなのですけれども、そこら辺を踏まえてどういう聞き方をしていくのか、これは一つの課題かなという感じはしています。

○廣松部会長 そうですね。問題点としては御指摘のとおりだと思うのですが、この経済センサスの中でどこまでそれを捉えるべきかという点も考えなければいけないのではないかと思います。ほかに御意見ございますか。

先ほどの御質問にあった、記入の仕方等で、どういうふうに記入されているかというの
は分かりましたか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 勤務している部分について、無給と有給で勤務している場合は、当然有給で書いてくださいということですが、今、野辺地専門委員の御指摘のところは、多分、有給で2つの事業所と言いましょうか、形式上2つの会社で働いていて、どちらからも報酬なり給料を受けていることでしょうか。

○野辺地専門委員 必ずしもどちらからもというわけではないけれども、例えばホールディングスの役員であって、ホールディングスに籍がありながら、実際に事業体の仕事をほとんどやっているようなケースもあるわけですね。非常にいろいろなケースがあるので、記入するときに迷うのかなという気が致したもので質問をさせていただきました。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 役員を2つ兼務しているような状況でしょうか。

○野辺地専門委員 そうですね。特に役員ですね。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 役員と給与をもらう一般職員との兼務等の場合は、仕事が多い一般職員の方にカウントしてくれというように誘導しているのですが、役員を兼務している場合というのは、そこまで手引きの中に書いていないので、どういう扱いになっているか次回報告させていただきたいと思います。

○廣松部会長 その点は、次回に改めて御報告いただくことにしたいと思います。とりあえずこの従業上の地位に関しまして、今、中村委員からも御指摘がありました、給与の出所というところまでここで捉えるべきかどうかということですが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 事務局として1点コメントさせていただきます。活動調査の議論のときには、確かにSNAの要求があれば経理事項を取っていますので、費用項目をとっているのですね。ただ、これは基礎調査ですので、いわゆる人だけをとる形になっていますので、必要性があるとすると、基礎調査の位置付け自体が、名簿整理ということから活動調査のように経理を把握していく方向にシフトしていかざるを得ないような議論になると思うので、そこは慎重な議論が必要かなという気がしております。

○中村委員 私は2つに分けるということについて、それは一つの進歩だと思っているので、反対するものではありません。それをSNAの推計上は、さらに分かれていけばもっと望ましいということではありますけれども、これが産業連関幹事会で、この当局側から2

つに分けるという要望がなされていてそれに沿うということであれば、それは結構だと思います。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 あくまでここは活動調査ベースだということですので、ここの理由としては適切かということはあると思います。

○廣松部会長 その意味で、私個人も基礎調査の段階で更に細かく分けるというのは難しいとも判断いたしますので、今回のこの受入者の部分を出向と派遣に分けるという、そこはお認めいただくということにして、出向者の給与の出所等に関しては、今回は特に細かくは聞かないということで整理をしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 では、従業上の地位に関しましては、今回のこの分割で適当であると御判断いただいたとしたいと思います。

続きまして論点メモの方に戻りまして、「調査事項の変更」のうち「ウ『電子マネーによる販売』の把握」でございます。これに関しまして、調査実施者から説明をお願いいたします。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 それでは、資料4の1ページ目を御覧ください。「電子マネーによる販売」の把握につきまして、論点と致しまして、a、b及びcの3つございますので、順番に御説明申し上げます。

まずaでございますが、「『電子マネーによる販売』を把握する理由、想定される利活用、政策的な要請は何か。」という論点につきましては、商業統計調査では、決済手段の実態を把握するために「年間商品販売額の販売方法別割合」というのを調べてございます。

「電子マネーによる販売」につきましては、前回の平成19年の調査の際には、諮問の答申におきまして、そのときの今後の課題で、年間商品販売額の販売方法別割合につきましては、電子マネーなどの決済手段の多様化を背景として、商業統計調査の目的に適合した区分の在り方について、次回調査までに検討を行う必要があると指摘されておりました。

この電子マネーにつきましては、日本銀行決済機構局から「最近の電子マネーの動向について」というのが発表されておりますが、それによりますと、発行枚数ですとか、端末台数は年々増加傾向にありまして、また今年の3月に一部の交通系ICカードの共通化が実施されるということが報道されておまして、今後さらなる普及拡大が見込まれているところでございます。

このため、平成26年商業統計調査では、平成19年商業統計調査の「年間商品販売額の販売方法別割合」で「現金販売」に含めておりました電子マネーによる販売を特掲して示すことと致しました。それにつきましては、下に表がございまして、下に表がございまして、「現金販売」の横に「電子マネーによる販売」というのを加えているということでございます。

5でございますが、商業活動の実態を明らかにする上で、こうした新しい決済手段であります電子マネーの利用実態を把握することは、決済手段の多様化に伴うシステムですと

か、読み取り機器の共通化等も含めて、商業のみならず電子マネーに係る今後の流通施策等における基礎資料としての役割が期待されているところでございます。

1 ページ目は以上でございまして、2 ページ目、b でございますが、「『電子マネーによる販売』の実績を会計情報から把握することは可能か。把握が困難な場合、どのように実績を回答させるのか。」という論点でございますが、これにつきましては、端末機器を設置している事業者は、電子マネー利用結果の集計・送信に基づいた請求によりまして、電子マネー発行者から現金等を振り込ませることになっております。このとき、振込みは総額ではありますけれども、その内訳としてクレジットカード利用ですとか、プリペイド方式・ポストペイ方式の電子マネー別に報告を受けることが一般的でありますので、電子マネーによる販売実績を把握することは可能ではないかと考えております。

また、これまでの商業統計調査におきましても、現金とクレジットカードの利用を区別して把握することができておりましたので、電子マネーに該当する形態について「調査票の記入のしかた」に説明を加える等の工夫をすることで、電子マネーの利用状況の把握を行うことが可能であると考えております。

続きまして、c 「『電子マネーによる販売』についての試験調査結果はどのようになっているか。」ということでございますが、先ほどから申し上げておりますとおり、商業統計調査では、現金販売ですとかクレジットカードなどの信用販売の状況を把握するために、年間商品販売額のうち販売方法別割合を調べております。この調査項目では、該当する販売方法がある場合に、その販売方法欄に金額の割合が記入されるというものです。下の表の一番下のところに試験調査のときの抜粋がございまして、現金販売ですとか電子マネーにパーセントが書かれておりまして、合計で100%になるように書いてくださいとしております。

試験調査において回収した調査票のうち「電子マネーによる販売」欄に数値が記入されているものについて集計した結果というのが下の表でございますけれども、回答を回収した事業所数は563ございまして、そのうち販売方法別割合のところに記入があった事業所が479ございまして、そのうちで、電子マネーによる販売割合別の事業所数と書いておりますが、10%以上販売割合で書いてきたところが8事業所ございまして、10%未満が残りの471事業所でございます。こちらでは、当然ながらゼロのところも含んでございます。

私からの説明は以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

この論点は、平成26年に予定されております経済センサスー基礎調査と商業統計調査の一体実施のうちの商業統計調査に固有の事項でございますが、この電子マネーによる販売の把握に関しまして、これまでいろいろな機会にずっと議論されてきました。19年調査では「現金販売」に含めていたわけですが、今回はそれを特掲して「電子マネーによる販売」という項目を新たに設けるということでございます。その設けることに関する論点の中のbのところ、どのように実績を回答させるのか、それから試験調査の結果はどうで

あったということに関する回答がございました。この点に関して御意見を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

試験調査の結果では、電子マネーによる販売割合の10%未満はゼロも含むというお話でしたよね。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 はい。ゼロも含んでいます。

○廣松部会長 そうすると、そのゼロが471のどれくらいの割合か、よく分かりませんが、数としてはそれほどまだ多くはないと判断されているということではよろしいですか。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 あくまでも試験調査ですので、全体の割合というわけではないのですけれども、全体として、利用状況としてはまだ多くはないということかとは思いますが。

○廣松部会長 いかがでしょうか。

どうぞ。

○川原総務省政策統括官付統計利用専門官 調査実施者ということではなくて、むしろ野辺地先生に教えていただきたい点ではあるのですけれども、電子マネーによる販売と実績のbのところ、会計情報から把握するということが可能かということで御質問させていただいて、お答えは電子マネーの端末から読み込ませるというような説明があるのですが、会計情報からこういった情報というのは分かるものなのかどうかというところを教えてくださいたいと思います。

○野辺地専門委員 今の御質問は、その次のクレジットカードの売上げなんかも同じだと思うのですが、クレジットカード会社別とか電子マネーの会社別に売掛金とかそういうような形で処理している例が一般的だと思います。ですから、販売額を集計するためには、月々の相手先別の売掛金の発生高を集計していく何らかの作業を行えば回答はできる、若干の作業を伴って回答するというイメージだと思うので、回答は可能だと思います。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

先ほども申しましたとおり、この点はこれまでも、特に商業統計調査の審議のときに必ず議論になった点でございまして、今回26年調査で初めてこういった形で特掲されるということは、私は評価すべき点ではないかと思えます。確かに、実際に調査をしてみてもどの程度の割合が出てくるかは事前には予想しかねるところがございしますが、この「電子マネーによる販売」を追加するという点に関しましては、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。特に反対の御意見がございませんので、適当と判断をさせていただきます。

ちょうど時間ですが、もう少し先にいきます。時間がオーバーしてしまい、申し訳ありませんが、インターネット販売のところまで、先ほどの論点と関連する部分もありますので、進ませていただきます。論点メモで申しますと、「(1)調査事項の変更」のうち「エ

『インターネット販売』の把握」という部分でございます。これにつきましても、調査実施者から資料を用意していただいておりますので、その説明をお願いします。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 同しく資料4の3ページ目、論点としてa、b及びcとございますので、まとめて御説明申し上げます。

まず「a 『インターネット販売』を把握する理由、想定される利活用、政策的な要請は何か。」ということでございますが、こちらも商業統計調査では、小売業におきます販売形態の多様化の実態を把握するために、年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合というのを調べております。

最近のIT技術の進展を背景に致しまして、インターネット販売など店舗によらない新しい商品販売形態が増え始めておりますので、昨今の我が国商業活動の実態を的確に把握するためには、こうした構造変化の実態を調査する必要があると考えております。

また、平成24年の経済センサスー活動調査におきましても、小売販売額に占めますインターネット販売額の割合は既に調査しておりまして、経年変化の状況を捉える上でも引き続き把握することが重要かと考えております。

そこで、平成26年商業統計調査では、平成19年の調査の「年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合」で「通信・カタログ販売」に含まれておりました「インターネット販売」というのを特掲するというところでございます。それは、下の方の表にございますとおり、分けて記入するようにするというものでございます。

これにつきましては、我が国における「インターネット販売」の普及の度合いを明らかにすることが可能となり、「インターネット販売」の市場規模の推定ですとか、インターネットを活用した新しい商業モデルの創出など、電子商取引全体を普及・拡大するための施策立案に資する基礎資料としての役割が期待されているところでございます。

4ページ目、「b 『インターネット販売』の定義は何か。」でございますが、先ほども申し上げましたとおり、前回の平成19年調査では「インターネット販売」は「通信・カタログ販売」に含めて調査しておりました。今回これを特掲するというものでございますが、既に平成24年経済センサスー活動調査で行っておりますので、そのときの定義で調査することと考えております。そのときは「インターネット販売とは、インターネットにより購入の申込みを受けて商品を販売したもの」というふうに定義しておりますので、それと同じようにしているということでございます。

「c 『インターネット販売』の実績を会計情報から把握することは可能か。把握が困難な場合、どのように実績を回答させるのか。」でございますが、比較的規模の大きい企業組織であれば、経営戦略上、販売形態ごとに勘定を設けて経理して、販売形態の違いによる売り上げの優劣を比較していると考えられるのですけれども、中小、零細規模の企業では、販売形態の区別なく単一の情報で一まとめにして経理していることが予想されるところでございます。

単一の情報により経理している場合でありましても、売上げにそれがインターネット販

売と分かるような目印が付いていれば、小売販売総額に占める割合を求めることは可能だと思います。

ただ、こうした問題はインターネット販売に限ったことではありませんで、「店頭販売」の割合とか、「訪問販売」の割合につきましても言えることですので、このため、「金額」ではなく、一律「割合」として記入してもらうようにしております。

帳簿上で識別できない場合、インターネット販売用に設けた銀行口座への入金額ですとか、払込伝票による払込額からおおよその売上高を求めて、その小売販売総額に占める割合を記入してもらうことで把握するというのを考えております。

5 ページ目「d 『インターネット販売』全体の傾向を把握する上で、無店舗小売業の実態の把握はどのように考えているか。」でございますが、SOHO等の、外観からでは把握が困難な無店舗小売業の事業所の増加に伴いまして、調査員の目視だけでは事業所の捕捉が困難になっております。商業事業所を必ずしも網羅的に把握できていないという状況は確かに生じていたところでございます。

こうした中で、平成26年の商業統計調査では、経済センサスー基礎調査との同時調査となり、両調査について一体的に実施するという事になってございます。

このため、両調査共通の母集団名簿として、最新の事業所母集団データベースを用いて、さらに本年9月に実施予定の「企業構造の事前把握」の結果ですとか、平成24年経済センサスー活動調査の結果等を反映した名簿として利用するという予定になってございます。

これによって、平成19年商業調査名簿に比べて、企業及び事業所の捕捉度合いが相当程度向上すると考えておりますので、無店舗小売業の捕捉の度合いも相当程度向上するのではないかと考えております。

最後の6 ページ目の「インターネット販売」につきまして試験調査をしておりますので、その把握状況はどうかという御質問でございました。それにつきましては、先ほどと同様に下に表を入れておりますけれども、試験調査で回収できた調査票のうちで、小売業に格付された事業所で「インターネット販売」欄に数値が記入されているものについて集計した結果ということでございます。こちらも回答を回収できた事業所が342ございまして、そのうち商品販売形態別割合に記入があった事業所が299でございました。そのうちインターネットによる販売割合別の事業所数ですが、インターネットによる販売割合が50%以上の事業所数が5、それから10%以上50%未満は11、10%未満が残りの283ということでございます。先ほどと同じように、10%未満はゼロも含まれます。

私からの説明は以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

既に説明がありましたとおり、活動調査の方では既にインターネット販売に関して平成24年に調査をしているということでございますので、この平成26年の一体調査のときにも商業統計調査にこの項目を入れるということに関しては、経年の変化を見る上でも大変重要ではないかと思われませんが、この点に関して御質問等ございますか。

は聞いていません。

○川原総務省政策統括官付統計利用専門官 ありがとうございます。

○廣松部会長 よろしいですか。

どうぞ。

○竹原委員 販売額の質問なのですけれども、6ページのインターネット販売の試験調査で、事業所299の回答があって、販売額で4兆4,804億円ということは、これは一事業所について200億ぐらいですね。どういうところの調査をされたのか。小売業とかそういうところだったら別ですけれども、しかも、これはインターネット調査ですから。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 この金額そのものはインターネットではなくて、あくまでも全事業所の総額です。

○竹原委員 全事業所というのは、いつ時点のですか。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 平成23年1～12月の数字として聞いております。

数字がおかしいかのではないかという御質問ですか。今、調べます。

○竹原委員 インターネット販売の平成23年の総額が4兆円というのだったら分かるのですけれども、試験調査で書かれているのでどうかと思っただけです。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 数字自体はインターネット販売だけに限ったわけではなくて、総額です。

○竹原委員 そういう意味ですか。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 はい。インターネット販売分がこれだというのではなく、総額です。年間の販売額の総計です。

○竹原委員 試験調査をやった企業の総売上高ですか。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 299の事業所の総販売額がこの数字という意味です。そのうちのインターネット販売というか割合でしか聞いていないので、③のところにありますように、その中でインターネット販売割合が50%以上の数字を書いてきたところが5事業所あったとかそういうことは言えるのですけれども、インターネット分がこの金額というわけではないです。

○竹原委員 分かりました。

○廣松部会長 よろしいですか。

それでは、この「インターネット販売」を特掲するということに関しては、御意見ございませんでしょうか。適当ということで判断させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、インターネット販売に関して平成26年の商業統計調査の中で特掲するということについては適当と判断をさせていただきます。

それでは、時間が過ぎてしまいましたので、本日の審議はここまでとさせていただきます。

す。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 時間があれば、30秒ぐらいよろしいでしょうか。

○廣松部会長 どうぞ。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 先ほど私の聞き違いでなければ、部会長の方から基礎調査における総売上高の把握について資料を整理するような御指導があったように思います。時間を取らせて申し訳ありませんが、念のために確認ですが、メリット、デメリットという観点から言われたような気も致しましたが、審査メモと私どもの今までの資料の説明としまして、必要性和懸念される事項への対応というような形で今まで整理しておりましたので、そういう視点からの整理でよろしいでしょうか。

審査メモの方には、今日の資料1にもありますけれども、①が事業所母集団データベースの関係で、2番目が調査の実査との関係、3番目が他調査との関係というような形になっておりますので、審査メモで我々がいろいろ考察させていただいたことをまとめるような形にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○廣松部会長 はい。

その点は確認をお願いしようと思っていたのですが、3回にわたってこの売上高の把握に関しましては御審議いただきました。時間も掛けたこともあり、論点が大変多岐にわたっておりましたので、3回分のまとめの整理をしていただければということでございます。

今、調査実施者の方から発言がありましたとおり、このメリット・デメリット、事業所母集団データベースとの関係、それから他の基幹統計調査との関係を中心に整理をしていただければ次回の部会の審議の参考になるだろうと考えますので、よろしくお願いをしたいと思います。

最後に、部会長として皆様方をお願いでございますが、会議の冒頭に申し上げましたとおり、論点がたくさんございます。したがって、本部会においては審議を効率的に行うために、今回の審議も踏まえ、確認をしたい事項、あるいは御質問、御意見がございましたら、余り時間がなくて恐縮でございますが、5月13日月曜日までに事務局まで電子メール等で御連絡をいただければと思います。御指摘の点につきましては、事務局で取りまとめた上で、それに対する回答を作成し、次回の部会の資料として提出させていただきたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、次回の予定等につきまして、事務局から連絡をお願いします。

○木村総務省政策統括官付副統計審査官 それでは、次回の部会でございますけれども、5月22日水曜日の13時半からということで、本日と同じこの会議室、総務省第2庁舎6階の特別会議室で開催することを予定しております。

以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

今日全体を通じまして、何か御発言はございますか。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 一つお願いなのですが、今、審査メモを提示した形で御議論いただいているのですけれども、商業統計調査につきまして、若干追加的な審査メモを次回の部会で出させていただく可能性があると思います。と言いますのは、今回、本調査なのですけれども、前回の調査に比べて調査事項が減っている部分がございますので、その辺の理由を明らかにした上で、今、企業の今後の在り方にも絡む話ですので、その辺を整理する説明資料をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○廣松部会長 その点に関しては、事務局と調査実施局で資料等の整理をお願いいたします。

それでは、今日は時間をオーバーしてしまいまして申し訳ありません。本日の部会審議はこれで終了いたします。長時間、どうもありがとうございました。